

母子寡婦家庭自立支援事業助成金交付要領

1 目的

生活上の困難な状況等にある母子寡婦家庭に対し、各団体等が生活支援、就業支援、子育て支援等の様々な支援の活動を行っているところであるが、多くの団体等では財政的に厳しく、これら支援活動に対する運営費は乏しい状況にある。

このことから、公益財団法人岡山県愛染会（以下「本会」という。）が各団体等の母子寡婦家庭へ行う自立支援、福祉活動等に対して、予算の範囲内において支援活動費の一部を助成することにより、母子寡婦家庭の生活の安定等の向上を図ることを目的とする。

2 助成対象団体等

母子寡婦家庭を支援する活動を継続して3年以上行っている岡山県内の法人又は団体（「団体等」という。）。但し、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体及び役員のうちに、暴力団の構成員等に該当する者が所属する団体を除く。

3 助成対象活動

団体等が事業実施の主体となって県内の母子寡婦家庭の父母又はその子を対象に行う次の事業

- ①子育て支援活動
- ②就業支援活動
- ③児童・健康・生活支援活動
- ④その他母子寡婦家庭の生活向上に資する活動

※助成対象経費には原則として上記に掲げる各 助成対象活動事業の実施に要する経費以外の経費、人件費及び管理費等の団体等の運営に要する一般経費及び他団体等が主催する全国・地方大会又は研修会等に出席するために要する旅費、宿泊費等は含めない。

※助成額は助成対象経費の3分の2を上限とする。

4 助成額

1 団体等あたり上限20万円でかつ、公益財団法人岡山県愛染会の予算の範囲内とする。

5 交付申請

助成を受けようとする団体等は、交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、指定する日までに提出するものとする。

- ①事業計画書（助成対象経費内訳を含む。）
- ②事業収支（見込）予算書
- ③団体等の概要を説明する書類
- ④その他参考となる書類

6 変更申請

この助成の決定を受けた団体等は、助成内容の変更、経費の配分その他申請に係る事項の変更、又は中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第2号）を提出するものとする。

7 実績報告

助成を受けた団体等は、事業が完了したときは実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて、提出しなければならない。

- ①事業実績報告書（助成対象経費内訳を含む。）
- ②事業決算（見込）書
- ③事業実施を確認できる事業実施要領、リーフレット、写真等
- ④その他参考となる書類

8 選考委員会

助成する団体等の選考は、選考委員会を設置して行う。

選考委員会の選考委員は、本会役職員、本会評議員及び外部委員の複数名で構成する。

9 上記に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

この改正要領は、平成25年4月1日から適用する。

この改正要領は、令和3年4月1日から適用する。